

令和 6 年 10 月 10 日

市政記者クラブ 様

昭和区役所区政部総務課
担当：田宮（電話 735-3810）

昭和区役所における文書の配付誤りについて

昭和区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

1 発生日

令和 6 年 10 月 8 日（火）

2 発生場所

昭和区滝川学区内（昭和区山里町付近）

3 事実の概要

令和 6 年 10 月 7 日（月）、通達員が A さんに配付すべき「令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税第 3 期分の納税のお知らせ（以下、「お知らせ」という。）」を B さんに配付しました。B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、10 月 8 日（火）、金山市税事務所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。

4 漏えいした個人情報

住所、氏名、市民税・県民税・森林環境税第 3 期分の税額

5 対応

- ・ B さんについては、10 月 8 日（火）、来庁された際に謝罪するとともに、お知らせを回収しました。
- ・ A さんについては、10 月 9 日（水）、区役所職員が訪問しましたが不在であったため、引き続き訪問し、新しいお知らせをお渡しする予定です。

6 原因

A さん宅と B さん宅は近隣であり、ポストに投函する際の確認が不十分であったため。

7 再発防止策

通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず 1 通ずつ、氏名と住所を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。